

令和8年度自動車損害保険(任意)に関する仕様書

I 総則

1 適用

本仕様書は、川崎市交通局(以下「発注者」という。)と契約する者(以下「受注者」という。)が、令和8年度に契約する旅客運送事業用自動車(以下「バス車両」という。)および、自家用バス(以下「訓練車」という。)の自動車損害保険について、その具体的な事項を定めるものである。

2 本件仕様で具体的な事項を定める保険

- (1) 対人・対物賠償保険
- (2) 施設賠償責任保険
- (3) 自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という。なお、自賠責保険は、別途申込を行う。)

3 契約及び申込

上記2(1)の「対人・対物賠償保険」と2(2)の「施設賠償責任保険」及び2(3)の「自動車損害賠償責任保険」は、一括して同一の損害保険業免許を受けている損害保険会社(保険業法(平成7年法律第105号)第3条の規定による。以下同じ。)で契約及び申込すること。(複数の損害保険会社による分割は認めない。)

4 自動車損害賠償責任保険

上記2(3)の「自動車損害賠償責任保険」は、今回の契約対象の範囲外であるが、事故処理対応に密接に関連するため、別途、本件契約と同一の受注者と申込手続を行う。

5 運転手及び相手方の個人情報厳守、及び目的外使用の禁止

受託者は、交通局が提供及び受託者が取得する運転手及び相手方の個人情報の使用にあたっては、別紙「川崎市情報セキュリティ基準」を遵守し、業務を遂行すること。

6 個人情報取り扱い時の作業場所

個人情報については、受注者事業所内のみでの取り扱いとする。

7 その他の契約条件

- (1) 道路運送法第35条に基づき、発注者と一般旅客自動車運送事業の管理の委託契約を締結した事業者(以下「管理受託事業者」という。)が保険対象車両運転中ににおいて発生した事故についても、本件保険契約の補償の対象とする。

※ 予定する管理受託事業者

- ア 川崎鶴見臨港バス株式会社
- イ 神奈川中央交通株式会社

- (2) 営業外(回送中、研修中、イベント時の輸送等)の事故でも補償の対象とする。
- (3) 採用試験等で、発注者の職員以外(受験者等)が運転し、発生した事故についても、発注者が許諾していれば補償の対象とする。
- (4) 上記2(1)の「対人・対物賠償保険」の保険料算出にあたっての成績計算期間は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの1年間とする。なお、受注者は発注者の了承を得て、当該成績計算期間における発注者の成績データ(契約台数、保険料、支払保険金等)を「損害保険料率算出機構」へ照会することができる。
- (5) 事故の受付・対応等は夜間、休日を問わず、担当者による24時間体制を確保し、特に発注者が希望する場合、受付後1時間以内に対応すること。
- (6) 受注者は、発注者から事故の速報を電話・FAX等で受けた場合は、速報内容が一部情報不足等で不完全な場合であっても、当該情報をもって速やかな事故対応に努めること。
- (7) 受注者は、発注者が行う事故削減の取組に資するため、発注者が毎月1回開催する事故防止関係会議に出席するとともに、発注者が発生させた事故の分析を行うこと。

8 事故の解決処理等

- (1) 事故処理においては、発注者が自治体であることに配慮し、責任を持って迅速かつ的確に対応すること。
- (2) 発注者と受注者の間の連絡調整の方法、書類の様式等については、双方協議の上、発注者の指示に従うこと。
- (3) 受注者は、発注者が受注者との間の対人・対物賠償保険契約に係る事故に関する各種資料の提出を求めたときは、速やかにこれを発注者に提出するものとする。
- (4) 受注者は、事故の解決及び事故の解決に係る発注者との連絡調整については、誠意を持って対応すること。
- (5) 受注者は、原則として1事故に対して一人の担当者が示談に至るまで責任を持って事故対応すること。ただし、対人と対物は、別々の担当者でもよい。なお、やむを得ない事由により、担当者を変更する場合は、変更前に発注者に報告すること。
- (6) 受注者は、一人の担当者が事故の解決について、誠意のない対応を行う等の事由が生じ、発注者が担当者の変更の申し出をした場合、双方協議の上、発注者の指示に従うこと。
- (7) 運転手及び車内乗客の負傷事故については、事故原因の車両(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条の規定による。以下同じ。)、人間、動物等すべてのものが逃走等により不明の場合、または事故原因となる車両が無保険車であった場合についても、速やかに事故対応すること。
- (8) 事故の関係者の対応において弁護士相談が必要な場合や事故が裁判案件に発展するような場合については、受注者の負担において、速やかに弁護士を選任・依頼し対応すること。また、裁判等の経過を書面で逐次報告すること。
- (9) 発注者が対応を依頼していない事故(無過失の事故等)についても、当該事故にかかるアドバイスを求めた場合、受注者は適宜アドバイスを行うこと。

9 事務手続き等

- (1) 発注者はバス車両に変更が発生した場合、速やかに受注者に変更の連絡を行うものとし、それをもって受注者は登録バス車両管理簿を作成して、発注者に提出するものとする。
- (2) 令和9年度の「対人・対物賠償保険」の保険料算出にあたっての成績計算期間（令和7年10月1日～令和8年9月30日）が終了した後、速やかに、「損害保険料率算出機構」へ提出する当該成績計算期間における発注者の成績データを、その詳細がわかる明細と共に提出すること。
- (3) 受注者は、自動車損害保険または自賠責保険について解約その他の理由により保険料返戻の必要が生じたときは、発注者が指定する日までに、発注者所定の用紙により指定銀行に納付するものとする。

10 バス車両の買い替え等による増減に対する保険料

バス車両の買い替え等により契約期間途中での契約、解約が発生した場合の保険料は、保険期間満了時に確定精算を行うものとする。

11 その他

- (1) 本契約の履行に際し、本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者の解釈に従うものとする。
- (2) 受注者は、この仕様書又はこの仕様書に基づきなされた契約等について受注者の責めに帰すべき理由による第三者の異議申し立て等により、発注者の事業の妨げとなる恐れがあるときは、すべて受注者の責任において解決をなし、発注者に対して何ら迷惑をかけないものとする。
- (3) その他具体的な業務手順等について、本仕様書に記載のない事項についても当然必要と考えられる時は、発注者受注者協議の上、適正に実施すること。
- (4) 落札後、保険期間中に保険料率の改定が行われた場合であっても、契約金額は変更しないものとする。
- (5) 本契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の所在地を管轄する裁判所とする。

II 対人・対物賠償保険

1 保険期間

令和8年4月1日(午後4時)から令和9年4月1日(午後4時)まで

2 保険の対象とする車両数

- (1) 車両数 310両(全車ドライブレコーダー装着車両)
- (2) 営業所別車両数

所 在 地	名 称	車 両 数
川崎市中原区上平間1140	上平間営業所	57両
川崎市川崎区塩浜2-2-1	塩浜営業所	95両
川崎市高津区明津98	井田営業所	56両
川崎市宮前区菅生ヶ丘41-1	鷺ヶ峰営業所	102両

※塩浜営業所に訓練車1両含む

(車両数は令和8年4月1日の予定車両数)

3 保険内容

- (1) 対人賠償保険 無制限(無免責)
 - ※ 約款上示談交渉があるもの。
 - ※ 対人賠償には乗客を含む。
- (2) 対物賠償保険 500万円(無免責)
 - ※ 約款上示談交渉があるもの。
 - ※ 訓練車については、無制限(無免責)とする。
- (3) その他特約
 - 基本保険に付帯する特約は次のとおりとする。
 - ア 無保険車傷害保険を担保する。但し、業務災害は不担保とする。
 - イ 自損事故傷害、対人臨時費用、人身傷害補償、搭乗者傷害及びその他の特約は不担保とする。
 - ウ 事故及び故障等によって車両が自走不能になった際の応急修理並びに車両搬送等を無償で受けられるロードアシストサービスを付帯すること。
 - エ 弁護士費用等(弁護士への報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要した費用)及び法律相談費用等を無償で補償される弁護士費用特約を付帯すること。

4 契約保険料の支払方法

令和8年4月30日(木)までに「III 施設賠償責任保険」と併せて一括で支払うものとするが、保険の適用開始は令和8年4月1日(水)午後4時からとする。(契約金(当初保険料)の支払い猶予に関する特約を付保すること。)

III 施設賠償責任保険

1 保険期間

令和8年4月1日(午後4時)から令和9年4月1日(午後4時)まで

2 保険の対象とする車両数

バス車両 309両

※訓練車を除く全ての車両

3 保険内容

保険種目 車椅子等乗降補助業務に関わる施設賠償責任保険

対 象 運転手(運転手が協力を依頼した人を含む)が車椅子・ベビーカー等使用
乗降客に対して行う乗降介助業務を対象とする。

対人賠償 1事故 1億円(無免責)

対物賠償 1事故 300万円(無免責)

4 契約保険料の支払方法

「II 対人・対物賠償保険」と同じ。

IV 自賠責保険(別途契約)

1 対象車両

発注者は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間において、自賠責保険の申込手続を行うバス車両(訓練車含む)および局長車については、本件契約と同一の受注者と申込手続を行うものとする。

2 事務手続き

(1) 受注者は、自賠責保険、異動、解約、自賠責保険証明書再交付等の書類並びに自賠責保険証明書等の作成、変更又は訂正については、発注者の指示に従い即時対応するものとする。

(2) 自賠責保険に関する帳票類について、発注者が必要とするものについては、発注者の指示に従い速やかに調製し納付すること。

3 代理店

受注者は、発注者との自賠責保険取扱業務において、保険代理店を窓口とする場合は、発注者の指示・質疑に対し即座に対応できる体制を整えた保険代理店を指定し、発注者の承認を得るものとする。なお、発注者は承認後においても、発注者と保険代理店の間で事務手続き等に関して問題が生じた場合には承認を取り消すことができる。